

第1節

生活安定のための施策

1. 利用者本位の生活支援体制の整備

(1) 障害保健福祉施策の動向

障害保健福祉施策については、障害のある人の地域における自立した生活を支援する「地域生活支援」を主題に身体障害、知的障害及び精神障害それぞれについて、住民に最も身近な市町村を中心にサービスを提供する体制の構築に向けて必要な改正を行ってきた。

まず、平成15年4月1日から施行された「支援費制度」によって、サービスの在り方をそれまでの「措置」から「契約」に大きく変え、自己決定、利用者本位の考え方を明確にした。

続いて、平成18年4月1日から施行された「障害者自立支援法」によって、身体障害者及び知的障害者に加え、「支援費制度」の対象となっていなかった精神障害者も含めた一元的な制度を確立するとともに、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応し、また、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援等が受けられるよう福祉施設や事業体系の抜本的な見直しを行った。

その後、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を図るための検討が、推進会議の下の「総合福祉部会」で約2年間にわたって議論され、平成23年8月には、当該制度改革に係るいわゆる「骨格提言」が取りまとめられた。

この骨格提言等を踏まえ、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とする内容を含む「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係

法律の整備に関する法律」が成立し、平成25年4月1日から施行（一部、平成26年4月1日施行）された（法律の概要については、図表6-1）。

なお、「障害者総合支援法」が施行されるまでの間においても、障害のある人の地域生活の支援の充実を図るために、平成22年12月の障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正により、利用者負担について応能負担を原則とするとともに、障害児支援の強化や相談支援の充実等が図られてきたところである（改正の概要については図表6-2）。

(2) 障害者総合支援法の概要

ア 障害福祉サービス

① 障害種別によらない一体的なサービス提供

「支援費制度」では、身体障害、知的障害のある人に対し、障害の種類ごとにサービスが提供されており、精神障害のある人は「支援費制度」の対象外となっていたが、「障害者自立支援法」の施行により、障害の種類によって異なる各種福祉サービスを一元化し、これによって、障害の種類を超えた共通の場で、それぞれの障害特性などを踏まえたサービスを提供することができるようになった。

また、平成25年度の「障害者総合支援法」の施行により、障害福祉サービス等の対象となる障害者の範囲に難病患者等が含まれることとなった。制度の対象となる対象疾患については、当面の措置として、難病患者等居宅生活支援事業の対象となっていた疾患を対象としており、今後、医療費助成の対象範囲に係る検討等を踏まえて、見直しを行うこととしている。

② 市町村による一元的な実施

「支援費制度」では、精神障害に係る一部のサービスなどの実施主体については、都道府県となっていたが、「障害者自立支援法」

図表6-1

地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要	
(平成24年6月20日成立・同年6月27日 公布)	
<p>1. 趣旨</p> <p>障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。</p>	
<p>2. 概要</p> <p>1. 題名 「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。</p> <p>2. 基本理念 法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。</p> <p>3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。) 「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。</p> <p>4. 障害支援区分の創設 「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。 ※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。</p>	<p>5. 障害者に対する支援</p> <p>① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)</p> <p>② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化</p> <p>③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える)</p> <p>④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)</p> <p>6. サービス基盤の計画的整備</p> <p>① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定</p> <p>② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化</p> <p>③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化</p> <p>④ 自立支援協議会の名称について、地域の实情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化</p>
<p>3. 施行期日</p> <p>平成25年4月1日(ただし、4.及び5.①～③については、平成26年4月1日)</p>	
<p>4. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)</p> <p>① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方</p> <p>② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方</p> <p>③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方</p> <p>④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方</p> <p>⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方 ※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。</p>	

資料：厚生労働省

図表6-2 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成22年12月3日成立 同12月10日公布)

<p>① 趣旨</p> <p>障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記</p>	<p>公布日施行</p>
<p>② 利用者負担の見直し</p> <p>利用者負担について、応能負担を原則に 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減</p>	<p>平成24年4月1日までの政令で定める日(平成24年4月1日)から施行</p>
<p>③ 障害者の範囲の見直し</p> <p>発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化</p>	<p>公布日施行</p>
<p>④ 相談支援の充実</p> <p>相談支援体制の強化 (市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化)</p> <p>支給決定プロセスの見直し(サービス等利用計画案を助案)、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大</p>	<p>平成24年4月1日施行</p>
<p>⑤ 障害児支援の強化</p> <p>児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実 (障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行)</p> <p>放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設</p> <p>在園期間の延長措置の見直し (18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。)</p>	<p>平成24年4月1日施行</p>
<p>⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実</p> <p>グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設</p> <p>重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(同行援護。個別給付化)</p> <p>(その他)①「その有する能力及び適性に応じ」の削除、②成年後見制度利用支援事業の必須事業化、③児童デイサービスに係る利用年齢の特例、④事業者の業務管理体制の整備、⑤精神科救急医療体制の整備等、⑥難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討</p>	<p>平成24年4月1日までの政令で定める日(平成23年10月1日)から施行</p>

資料：厚生労働省